

## 17 その他資料（選挙啓発関連等資料，選挙公報）



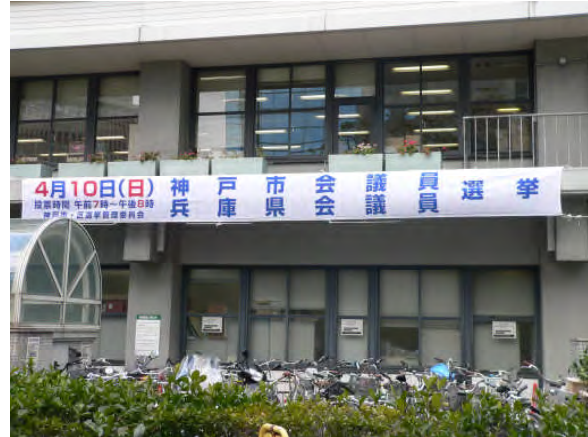
○ 立候補予定者説明会



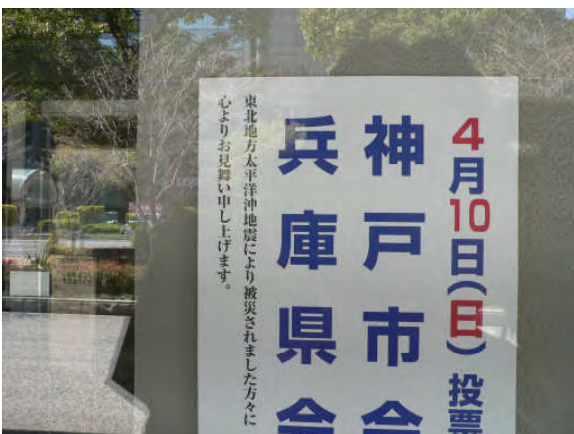
○ 立候補予定者説明会受付



○ 市役所大看板



○ 市役所横断幕



○ 市役所立看板



○ 交通センタービル看板



○ さんちかペナント



○ さんちかアドウンドー



○ 地下鉄アドコラム



○ 地下鉄車内吊広告



○ ミント神戸電光掲示板



○ 市バス停留所のぼり



○ ポスター掲示場（市会）



○ ポスター掲示場（県会）



○ 投票風景

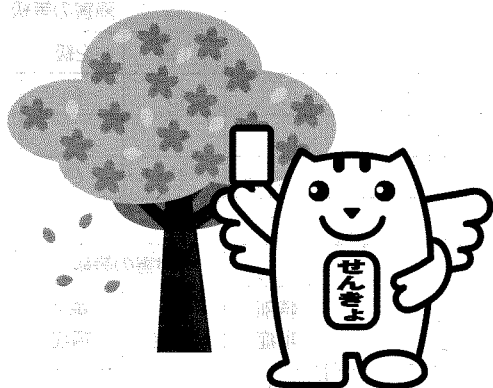
# 選挙のお知らせ

平成23年3月発行 / 神戸市選挙管理委員会

## 神戸市会・兵庫県会議員選挙

### 投票日4月10日(日)

### 投票時間:午前7時~午後8時



大事な一票 忘れずに

#### 投票用紙の色は

- 市会議員選挙  
「もも色」の用紙に黒インクで印刷。
- 県会議員選挙  
「うすい水色」の用紙に黒インクで印刷。

- 投票所（期日前投票所）では、「投票済証」を会社への証明等のため必要な方に限ってお渡ししています。必要な方は、係員にお申出ください。

#### ◆期日前投票は

選挙期日（4月10日）に、仕事やレジャーなどの予定のある人は、「期日前投票」をご利用ください。

- 受付場所は ⇒ 選挙人名簿に登録されている区の区役所等の期日前投票所にお越しください。
  - ◇北区の選挙人名簿に登録されている人⇒北区役所のほか、北神出張所や連絡所（山田、有馬、道場、八多、大沢、長尾、淡河）でも投票ができます。
  - ◇須磨区の選挙人名簿に登録されている人⇒須磨区役所のほか、北須磨支所でも投票ができます。
  - ◇西区の選挙人名簿に登録されている人⇒西区役所のほか、西神中央出張所や連絡所（伊川谷、押部谷、神出、岩岡、樋谷、平野）でも投票ができます。
- ※投票の際には
  - ①宣誓書への記載が必要です。（印鑑は不要。）
  - ②「投票のご案内」が届いていましたら、お持ちください。（なくても投票できます。）
- 受付期間・時間は
  - ◇受付期間：4月2日（土）～4月9日（土）（※期間中は、土曜日も日曜日も受け付けています。）
  - ◇受付時間：午前8時30分～午後8時（※北区及び西区の連絡所は、午前9時～午後5時です。）

#### ◆不在者投票は

- 旅行や出張などで、選挙期日（4月10日）の投票も期日前投票もできない人は、事前に手続きをすれば、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。
  - ◇手続きの概略は、次のとおりです。（※裏面をご覧ください。）

#### ◆投票できる人は

- 平成3年4月11日までに生まれた人で、平成22年12月31日までに神戸市の住民基本台帳に登録され、引き続き市内に居住している人です。
  - ※なお、平成23年1月1日以降に、兵庫県内の他市町から神戸市に転入届を出した人で、転入前の住所地の選挙人名簿に登録されている人は、転入前の住所地で県会議員選挙の投票を行うことができます。この場合、最寄の区役所等で発行する「引き続き県内居住証明書」が必要です。

#### ◆投票所は

- 「投票のご案内」を3月31日以降、世帯ごとに封書でお送りしますので、ご自分の個票を確認のうえ、記載の投票所にご持参ください。
  - ※なくしたり、忘れても投票できますので、投票所でお申出ください。
- 市内で住所を移した人（選挙人名簿に登録されている人）の投票所は、次のとおりです。
  - ①今年の3月17日までに「市内転入届」を出した人  
⇒新しい住所地の投票所
  - ②今年の3月18日以降に「市内転入届」を出した人  
⇒もとの住所地の投票所
- 今回の選挙で投票所が変更になる地域があります。
  - ⇒裏面の地域です。
- ご家族の「投票のご案内」を間違えてお持ちになる場合がありますので、投票所では、本人確認のため、お誕生月（〇月生まれ）をお尋ねしています。

- ①「投票用紙等請求書兼宣誓書」に必要な事項を記載のうえ、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会あてに郵送してください。  
 ※用紙は、神戸市のホームページからもダウンロードできます。  
 ⇒ <http://www.city.kobe.lg.jp/life/registration/shinsei/senkypo/01.html>  
 ※FAXや電子メールでは請求できません。

- ②選挙管理委員会から、投票用紙や「不在者投票証明書」（封筒に入っています。）等を滞在先にお送りします。  
 ③お手元に投票用紙等が届きましたら、滞在地の市区町村の選挙管理委員会に出向いて、不在者投票を行ってください。  
 ※不在者投票証明書の入った封筒は、ご自身で絶対に開封しないでください。（開封すると投票できません）  
 ※自宅等で、投票用紙にあらかじめ候補者の氏名等を記載しないでください。

◇投票済みの不在者投票は、投票日当日の午後8時までに投票所に届く必要がありますので、お早めに手続きをしてください。

●病院や老人ホーム等に入院・入所中の人は

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホーム等に入院・入所中であれば、その施設内において不在者投票ができます。各施設で、ご確認ください。

●身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証をお持ちの人は

◇次の①～③の表に該当する人は、事前に申請を行うことで、自宅等で「郵便等による不在者投票」をすることができます。

①身体障害者手帳をお持ちの人（○印は該当者）

| 障害名                      | 障害の等級 |    |    |
|--------------------------|-------|----|----|
|                          | 1級    | 2級 | 3級 |
| 両下肢、体幹、移動機能の障害           | ○     | ○  | ○  |
| 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害 | ○     | —  | ○  |
| 肝臓、免疫の障害                 | ○     | ○  | ○  |

②戦傷病者手帳をお持ちの人（○印は該当者）

| 障害名                         | 障害の等級 |      |      |      |
|-----------------------------|-------|------|------|------|
|                             | 特別項症  | 第1項症 | 第2項症 | 第3項症 |
| 両下肢、体幹の障害                   | ○     | ○    | ○    | ○    |
| 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害 | ○     | ○    | ○    | ○    |

③介護保険の被保険者証（※資格者証ではありません。）をお持ちの人

|              |      |
|--------------|------|
| 被保険者の要介護状態区分 | 要介護5 |
|--------------|------|

- ◇上記の①～③に該当する人のうち、上肢又は視力の障害が1級などの人は、選挙管理委員会に届出た人（選挙権を有する人に限ります。）が、本人に代わって投票に関する記載をする「代理記載制度」があります。  
 ◇いずれも、あらかじめ「郵便等投票証明書」を取り寄せておく必要がありますので、お住まいの区の選挙管理委員会にお問い合わせください。  
 ◇すでに「郵便等投票証明書」をお持ちの人は、4月6日（水）までに、当該証明書を添えて、登録されている区の選挙管理委員会に投票用紙等をご請求ください。

## ◆点字投票・代理投票は

目の不自由な人には「点字投票」、目や手が不自由で字を書くことができない人には投票所の係員が代筆する「代理投票」の制度があります。投票所の係員にお申出ください。

なお、点字投票・代理投票は、期日前投票や不在者投票（※郵便等による不在者投票は除きます。）でも行うことができます。

## ◆投票所が変更となった区域

| 区   | 投票所が変更になった地域                                   | 新しい投票所           |
|-----|--|------------------|
| 兵庫区 | 菊水町10丁目12番地の一部、38・39番地、鶴越町10番街区の一部（旧夢野の丘小学校）   | ひよどり地域福祉センター（1階） |
| 垂水区 | 瑞穂通、馬場通、野田通、大町1～5丁目、高丸3・4丁目、千鳥が丘3丁目の内1～4・9番の区域 | 高丸小学校（体育館）（1階）   |
|     | 星が丘3丁目（1番10～16・58～88号、7番28～36号を除く。）、星陵台4丁目     | 県立星陵高等学校（1階）     |

※お問い合わせは下記の選挙管理委員会へ

|     |                      |       |                      |     |                      |
|-----|----------------------|-------|----------------------|-----|----------------------|
| 東灘区 | TEL 078-841-4131 (代) | 北区    | TEL 078-593-1111 (代) | 垂水区 | TEL 078-708-5151 (代) |
| 灘区  | TEL 078-843-7001 (代) | 長田区   | TEL 078-579-2311 (代) | 西区  | TEL 078-929-0001 (代) |
| 中央区 | TEL 078-232-4411 (代) | 須磨区   | TEL 078-731-4341 (代) | 神戸市 | TEL 078-322-5815 (直) |
| 兵庫区 | TEL 078-511-2111 (代) | 北須磨支所 | TEL 078-793-1212 (代) |     |                      |

# 神戸市会・ 兵庫県会議員選挙

## 4月10日

午前7時～午後8時



◆◆そろって投票しましょう◆◆

4月10日は神戸市会・兵庫県会議員選挙の投票日です。わたしたちの代表を決める大切な選挙です。必ず投票しましょう。

### 投票できる人

平成3年4月1日までに生まれ、平成22年12月31日までに神戸市の住民基本台帳に記録され、引き続き市内にお住まいの人です。

1月1日以降に県内の他市町村から神戸市に転入届を出し、転入前の住所地の選挙人名簿に登録されている人は、転入前の住所地で県会議員選挙の投票ができます。投票には、最寄りの区役所・支所・出張所が発行する「引き続き県内居住証明書」が必要です。

### 当日の投票所

当日は、3月31日以降に世帯ごとに送付する「投票のご案内」を持参してください。なくしたり、忘れたりしても投票できますので、投票所で申し出てください。また、市内（区内）で住所を移した人の投票所は次のとおりです。

▼3月17日までに「市内転

入届」を出した人は、新しい住所地の投票所

▼3月18日以降に「市内転入届」を出した人は、元の住所地の投票所

※投票所では、本人確認のため、生まれ月をお聞きしています

### 期日前投票

選挙期日に仕事やレジャーなどの予定がある人は、「期日前投票」ができます。

▼場所＝選挙人名簿に登録されている区の区役所・支所・出張所・連絡所

▼期間＝4月2日から9日まで（土・日曜も受け付け）

▼時間＝午前8時30分から午後8時まで。ただし北・西区の連絡所は、午前9時から午後5時まで

### 不在者投票

次の人は不在者投票ができます。

▼「不在者投票指定施設」になっている病院や老人

ホームなどに入所中の人は、施設で投票できます。各施設で確認してください。

▼仕事や旅行などで選挙期日の投票や期日前投票ができない人は、事前に手続きをすれば、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に不在者投票ができます。

▼身体障害者手帳や戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証を持つ人は、障害の程度や要介護の区分によって、事前に申請すると、自宅などで「郵便等による不在者投票」ができます。手続きなどの詳細は、住所地の区選挙管理委員会へお問い合わせください。

### 点字投票と代理投票

目の不自由な人には「点字投票」、目や手が不自由などで字を書くことができない人には、投票所の係員が代筆する「代理投票」の制度があります。投票所で、係員に申し出てください。

### 問 住所地の区選挙管理委員会

（電話番号は17面上参照）か市選挙管理委員会（☎32・5815、☎32・6150）